

学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成20年1月29日(火) 15:00～16:38
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 丹野(議長), 石戸谷, 岡井, 小田切, 南條, 和田, 藁科, 小川, 須藤, 加藤の各委員
欠席者 櫛引, 佐藤の各委員
事務局陪席 佐藤総務課長, 小田桐総務G係長, 中川総務G係員

4. 配付資料

- 資料1 国立大学法人弘前大学学長選考会議規則(案)
- 資料2 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程 新旧対照表(案)
- 資料3 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程 新旧対照表(案)
- 資料4 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則 新旧対照表(案)

- ◎ 議長から、前回会議(11月30日開催)の議事要録(案)について確認され、異議なく了承された。

5. 審議事項

議題1 国立大学法人弘前大学学長選考会議規則の制定について

議長から、1月21日に議長及び事務局担当者が学長と面会し、①学長選考会議規則を学長選考会議が制定したいこと、②それに伴って管理運営規則の学長選考会議に関する条文は変更又は削除する必要が生じたことを説明した旨報告があった。

引き続き、議長から、国立大学法人弘前大学学長選考会議規則(案)について諮りたい旨の発言があり、資料1に基づき事務局から説明があった。

次に、議長から、この規則の制定日については、役員会が管理運営規則の改正を承認した日と同日にする必要がある旨補足説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

なお、議長から、この規則が4月1日に施行された場合は、現委員は3月末をもって全員退任することとなり、4月の経営協議会及び教育研究評議会で新委員各5名を選出し、その新委員による最初の学長選考会議において委員に加わってもらう理事2名を選出することとなる旨説明があった。

議題2 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程等の見直しについて

議長から、国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案)について、①この規程は学長選考会議が定めること、②現行の規程は役員会の議を経て廃止してもらうこと、③新規程の制定日は現行の規程の廃止を役員会が承認した日と同日にしたい旨説明があった後、資料2に基づき事務局から説明があった。

次に、議長から、学長の任期については、管理運営規則等に改めて定めてもらうよう学長に依頼した旨補足説明があった。

引き続き、次のような意見交換があった。

- 第13条に「学長選考会議及び投票管理委員会の会議については、公開しない。」とあるが、この「公開しない」とは、審議内容も含めて公開しないということなのか、それとも、会議そのものを公開しないということなのか。
- ここでの「公開しない」とは、会議そのものを傍聴させないという意味であり、以前の本会議でもこのことは確認されている。
- 第12条第2項「選考経過及び学内意向投票の結果を公表する。」とあるが、この「選考経過」とは、どこまでを指すのか。例えば、審議内容まで入れるか、それとも要旨のようなものだけ入れるのか、あるいは手続の順番だけを入れるということなのか。意向投票と違った結果を出した場合は、いろいろな要求が出てくると思うので、ある程度規定しておく必要があるのではないか。
- 選考経過については、詳細をきわめるということではなく、きちんと趣旨が通るような経過文を作って、それを公表するということだと思う。
- 第13条は、「審議内容を含めて公開しない」とした方が正確かと思う。
- 「議事録も議事要録も公開しない」とした方がいいのではないか。
- 議事要録は、平成16年度からホームページで公開している。教育研究評議会や経営協議会の議事要録も公開している。
- 学長選考会議は特別なので、それにならう必要はないと思う。
- 「選考経過の要旨及び学内意向投票の結果を公表する」とすればどうか。
- 少なくとも選考理由は書かなければならないのではないか。
- 「選考理由及び学内意向投票の結果を公表する」とすれば、第13条は会議だけではなく、審議内容についても公開しないという趣旨に統一しなければならないのではないか。
- 詳しい議事録を出せと言われても、会議を公開していないので拒めると思うので、これでいいと思う。
- 第12条第2項以外のことは公表しないということか。
- 公表する義務はないということで、積極的に議事要録のようなものを公表することは構わないのではないか。
- 議事要録を出しているのであれば、詳しい議事録も出せと言われたときにどうやって断るのか。
- 議事録を出せというのは、公開されている会議を傍聴できなかったから出せということだと思う。詳しい議事録を出すそれは公開したことと同じことになる。会議は公開していないため、議事録は出さないということで拒めるのではないか。
- 素朴な疑問だが、なぜ会議を公開しないのか。何か不都合なことが行われるのか。
- 一般的に会議は公開というのが原則だが、学長選考会議は特殊なものとして公開しないということではないか。
- 利益に相反するから、誰が何を言ったということまでは公開できないのではないか。
- ある意味で人事の非公開という原則もあるのではないか。利害が絡んで来ると思う。
- 「傍聴させない」とはっきり書けばいいのではないか。
- 平成17年12月1日の本会議の議事要録に「会議及び選挙結果の非公開（第16条）について」どう見直すかという中で、発言の1つとして、『「公表」と「公

開」の定義付けというのははっきりしている。「公開」というのは原則全てを出すとことであり、「公表」というのは、公表する側の判断で大事な部分だけ出すということである。条文自体が曖昧というより規程の読み方に誤解を生じている。』という発言がある。

- 例えば2人の候補者が出た時に、1人選ぶということは、もう1人に対して否定的な評価をするということなので、その否定的な評価までオープンにして良いのかというところだと思う。否定的な評価をされた方の名誉の問題もある。
- 第12条第2項の「選考経過」の後に「の概要」と加えるのはどうか。
- 「どこまでを選考経過として公表するかは、選考会議が判断する。会議の非公開というのは、議事録も含めた意味で公開しないというものとして認識する。」ということの本日の会議の議事要録に残しておくこととすればいいのではないか。
- 詳しい内容そのものという意味での議事録は作成していないので、出せと言われても出せない。
- 議事録を出すよう要求があった時にテープを掘り起こせと言われるのではないか。
- 何年前かに録音テープがあるはずだと言われた時に、議事要録を作成するための手がかりとして録っているだけで、正式に録音しているわけでは決していないということで拒否した具体例があった。
- 繰り返しになるが、なぜ会議を公開しないのか。
- 意向投票の結果をひっくり返すことが起こり得るとの想定の上に、議論を公開した場合にいろいろなところに及ぼす影響が大きいと思う。選考会議だけ特殊要因として公開しないということであり、学長選考に対する選考会議の見識だと思う。
- 議論の内容と発言者がわかると自分の本当に言いたいことが言えなくなるとか、外部からの圧力が掛かるとか、そういうことを勘案して非公開にするのであり、いわゆる無記名投票と同じ考え方である。
- 匿名でなければ自由な議論ができないというのは、今は流行らない。責任をもってやっているのだから、公開されてもいいのではないかとの考えもある。
- 誰がどういうことを言ったかというのを隠すような発言はしないで、堂々と発言すればいいのではないか。
- 意向投票の結果をひっくり返す場合は、1位になった人に対する否定的な評価がたくさん出てくると思われるが、それを公開してもいいのかという問題がある。
- 公開してもいいと思う。そうでないと隠してやっていることになるのではないか。
- 昔は圧力を掛けられて投票したこともあった。それを回避する意味で無記名にしたという歴史上の経緯からの観点も必要である。今は責任をもってやるという意見が多いかも知れないが、非公開でいいのではないか。

以上の意見交換の後、国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程（案）について、第12条第2項の「選考経過」を「選考理由」に修正することで承認された。

なお、「会議については、公開しない」の解釈として、委員以外の方が会議に自由に立ち入って傍聴することはできないこと、また、会議での発言者や議論の詳細な内容がわかるような議事録の公開を要求してきた場合も対応しないという意味であることが確認された。

次に議長から、国立大学法人弘前大学学長解任手続規程（案）について、この規程も学長候補者選考規程と同様に、①学長選考会議が定めること、②現行の規程は役員会の議を経て廃止してもらうこと、③新規程の制定日は現行の規程の廃止を役員会が承認した日と同日にしたい旨の発言があった後、資料3に基づき説明があった。

引き続き、意見交換の後、次のとおり修正の上承認された。

- ①第3条第1項及び第6条中「選挙資格者」を「投票資格者」に修正する。
- ②第3条第2項中「全選挙資格者」を「投票資格者」に修正する。

次に議長から、国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則（案）について、この細則も学長候補者選考規程等と同様に、①学長選考会議が定めること、②現行の細則は役員会の議を経て廃止してもらうこと、③新細則の制定日は現行の細則の廃止を役員会が承認した日と同日にしたい旨の発言があった後、資料4に基づき説明があった。

引き続き、意見交換の後、次のとおり修正の上承認された。

- ①第1条中「第8条第4項」を「第8条第3項」に修正する。
- ②第8条中「投票場」に下線を引く。

なお、細則の名称について疑義が出され、大学全体の規則等の見直しの中で名称を整理することが了承された。

議題3 今後のスケジュール等について

今後のスケジュール等について、次のとおり了承された。

- ①本日承認された学長選考会議規則等を制定するには、管理運営規則の改正が必要であり、その改正手続きとして、経営協議会及び教育研究評議会で審議されることとなるが、その際に学長選考会議の決定事項について説明を求められた場合は、教育研究評議会では議長が主となって、経営協議会では副議長が主となって説明する。
- ②学長選考会議として学内に対する説明会を開催するかどうかは、規則等を制定し、ホームページに掲載した後、開催の要求があれば対応を検討する。
- ③今後、3月末までに何事もなければ本会議を開催する必要がないので、本日の議事要録については、案が出来次第、各委員にメールで送り、全委員の了承が得られた時点で確認されたものとし、ホームページに掲載する。

以 上